

# 岡山県立津山商業高等学校 いじめ問題対策基本方針

平成28年3月改訂

## いじめに関する現状と課題

・本校ではここ数年、学期に一度いじめアンケートを実施しているが、アンケートを初めて以来の「いじめ」の認知件数は数件である。しかし、「いやな思いをした」経験の報告は毎回数件あり、その都度、担任による面談や観察を継続している。生徒達は、表面上は「いじめ」のない学校生活を送っているように見えるが、「いじめ」は、人間が社会生活を送る中で常に起こりうるものであることを想定し、「学校」という社会においても、その対応について注意深く対策を講じておかなければならない。特に、SNS等の普及に伴い、教員サイドからは確認し難い状況でトラブルが発生しているケースも多く見受けられる。それらの情報を得るシステム、情報モラル教育の必要性を強く感じている。以上のような現状認識に立つての本校の課題は、様々な分掌組織が連携しての、「いじめ」に対応する学校を挙げての横断的な組織の構築である。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

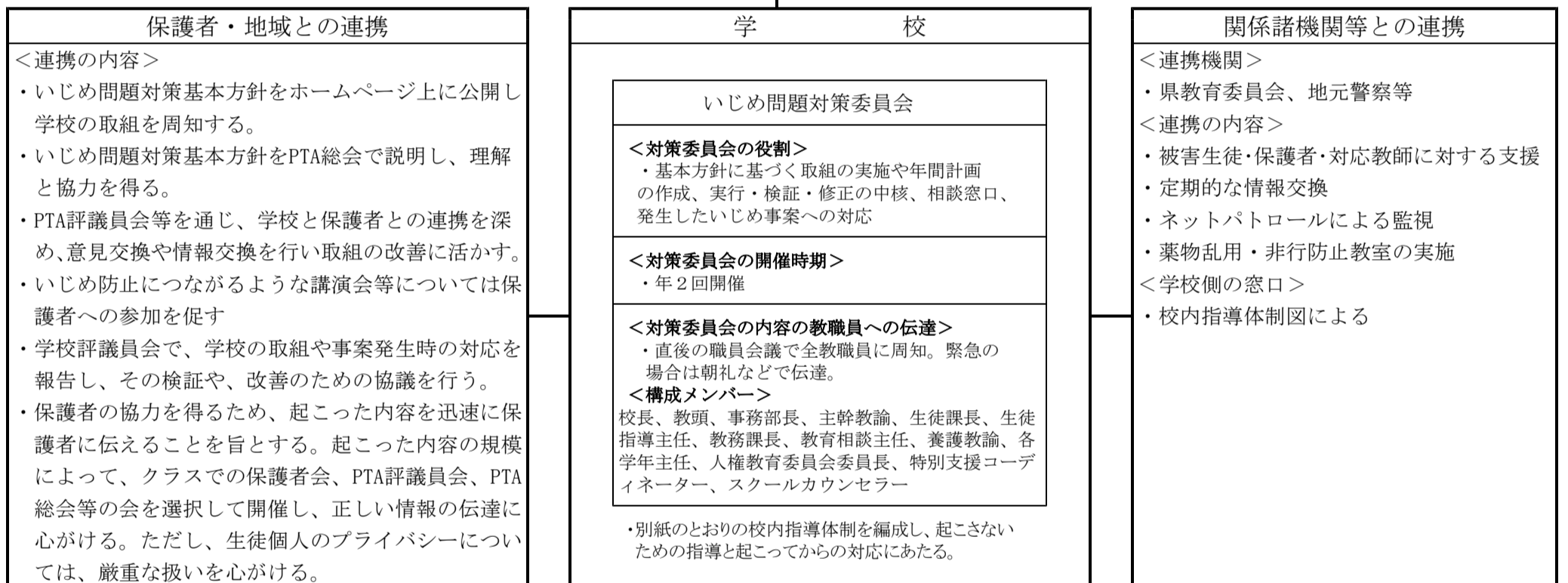
### I いじめ問題への対策の方針

#### 1 いじめの定義

- ・「いじめ」とは、本校生徒に対して、本校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないようにし、生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲の状況から客観的に確認したりするなどして、生徒の心理や特性に留意しながら、いじめの有無を確認する必要がある。

#### 2 いじめについての基本的な認識

- ・いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめ問題への対策は、生徒がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら傍観したりすることがないように、いじめられた生徒の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての生徒が十分に理解できるように学校の内外を問わず行われなければならない。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

①	(教員研修)	・教職員の指導力向上のための教育相談や人権に関わる研修会を定期的に行う。またSNSやインターネット上のいじめの現状について理解を深めるようにつとめる。
い	(居場所づくり)	・日頃の授業や行事等の特別活動を通じ、誰もが活躍できる機会を設定し、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。また人間関係を構築する能力の素地を育成し、ストレスに適切に対処できる力を育成する。
め	(情報モラル教育)	・ネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する学習を行う。
防		
止		
②	(実態把握)	・いじめアンケート調査を学期に1回実施、それを受け必要に応じ個人面談等を行う。これにより生徒の生活の様子を把握し、いじめの早期発見に努める。
早	(相談体制の確立と情報の共有)	・生徒に気になる変化があった場合は、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
期		・教育相談室に相談に来やすい体制を整備するとともに、教育相談室で得た情報を教職員間で共有する。
発		
見		
③	いじめ事案が発生した場合（疑われた場合も含む）は教職員は、一人で抱え込まず、学年主任等を通じていじめ防止対策委員会に報告、いじめ対策委員会は、別紙に示した組織的対応を行う	
い	(いじめられた生徒への支援)	
じ		・いじめがあったことが確認された場合は、いじめられた生徒を守ることを最優先に、対象生徒に対して支援を行う。
め		・いじめられた生徒の心情に配慮し、共感的態度で指導にあたる。心情の変化に留意、変化に対応した支援を行う。
へ	(いじめた生徒への指導)	
の		・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
対		
処		